

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成27年10月13日
栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、職員給与と民間給与を比較した結果、本年の4月時点で、月例給、特別給（ボーナス）のいずれについても職員が民間を下回っていることが明らかになりました。そのため、人事院勧告に準じて、月例給については、給料表の引上げ改定を行うとともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を実施することとし、特別給についても、支給月数を0.1月分引き上げ、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分することとしました。また、初任給調整手当について、人事院勧告に準じて、所要の改定を行うこととしました。

その他、平成28年度においては、地域手当等について、人事院勧告に準じて、所要の改定を行うこととしました。

本委員会においては、世代間の給与配分の適正化等の本県職員給与における諸課題に対応するため、昨年、給与制度の総合的見直しを勧告し、本年4月から平成30年3月までの3年間で段階的に取り組んでいるところですが、引き続き十分な検証を行っていくこととしております。

公務運営関係については、公務員倫理の徹底、勤務環境の整備、人材の育成・活用及び雇用と年金の接続について報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しております。また、職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に資するものであります。

職員においては、全体の奉仕者として強い使命感を持ち、県民の期待と要請に応えられるよう、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県民生活の安定・向上に寄与していることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。